

## 第 1 回

# 天明校区施設一体型義務教育学校施設整備 事業者選定審議会

- 日時：令和 5 年（2023 年）5 月 29 日（月） 午前 10 時～
- 場所：SPring 熊本花畑町 7 階会議室

熊本市教育委員会事務局教育総務部教育改革推進課

# 会次第

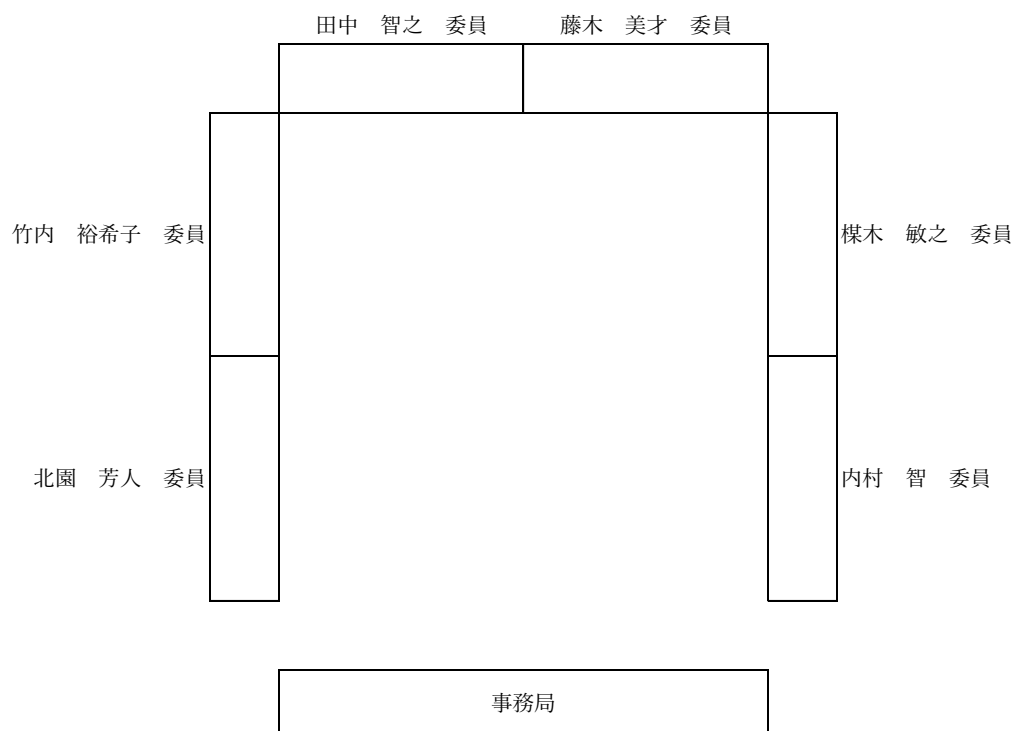
- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 委員長、副委員長選出
- 5 委員長挨拶
- 6 議事
  - (1) 事務局説明
  - (2) 実施方針（たたき台）に関する意見交換
  - (3) 要求水準書（たたき台）に関する意見交換
- 7 その他
- 8 閉会

天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	氏名	所属団体・役職等
学識経験者	北園 芳人	株式会社 中央土木コンサルタント 北園研究室 室長 熊本大学名誉教授
学識経験者	竹内 裕希子	熊本大学大学院先端科学研究部 教授
学識経験者	田中 智之	熊本大学大学院先端科学研究部 教授
法曹関係者	藤木 美才	ふじき法律事務所 弁護士
庁内関係者	榎木 敏之	熊本市立天明中学校長
庁内関係者	内村 智	首席審議員兼学校施設課長

座席表



### 審議スケジュール

回	月	内容
第1回	令和5年5月	実施方針（たたき台）、要求水準書（たたき台）に関する意見交換
第2回	6月/7月	落札者決定基準の検討
第3回	11月	事前質問協議・技術提案審議
第4回	12月	優先交渉権者の決定

※第1回は、実施方針及び要求水準書に係る意見交換を、第2回以降は、優先交渉権者の決定に係る協議等を予定。

## 天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会運営要綱

制定 令和5年3月28日教育長決裁

改正 令和5年4月1日教育改革推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業を実施する事業者の選定について、必要な事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が委員会において行うことを必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、6名の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法曹関係者
- (3) 庁内関係者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条に掲げる情報に該当する情報について審議を行うとき、又は委員の発議によ

り出席委員の3分の2以上の多数で公開が不相当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部教育改革推進課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。